

お申込み日	年 月 日
御社名	印
御住所	〒 -
電話番号	
FAX番号	
業種	
担当部課	
担当者名	
メールアドレス	

第1条(会員)

横浜マンダリンホテル(以下当ホテル)は、本規約を承認のうえ入会申込みをされた方で、当ホテルが認めた方を法人会員とします。

第2条(会員特典)

会員は当ホテルの宿泊施設を利用する場合、前もって予約をすることにより、法人特別料金にてご利用いただけます。
尚、会員からの紹介の予約も、これに準じて割引を受けられます。

第3条(会員資格有効期間)

会員資格は、お申し日より一年間とし、変更の意思表示がない場合は、同一条件で一年間延長するものとし、その後もこの例による事といたします。

第4条(会員予約経路)

会員予約経路は電話予約と法人予約サイトからの法人会員予約に限定されます。
その他の予約サイト、旅行代理店様経由の予約は対象外とします。

第5条(資格の取り消し)

- 1.入会時に虚偽の申告をした場合
- 2.ご住所・お電話番号など一切のご連絡先が不明となった場合
- 3.事後の対応に関わらず、やむを得ない理由なく、ホテルのお客様、ホテル(ホテル内施設・設備・備品・ホテル付帯施設・ホテル敷地内の構築物等)及び、ホテル従業員に危害及び損害を与えた場合
- 4.宿泊約款及び利用規則を厳守されない場合
- 5.犯罪行為を行ったと認められた場合
- 6.その他当社が不適当と判断した場合

第6条(届け出事項の変更)

会員が当ホテルに届け出た会社名、住所、電話番号、代表者名、担当者名等に変更が生じた場合は、延滞なく当ホテルまで届け出るものとします。

第7条(売掛請求)

請求書の発生日日より1ヶ月間以内に請求するものとします。但し、売掛請求の予約の場合は、事前にご相談ください。

第8条(割引除外)

特定日につきましては、割引ができないお日にちがございます。

第9条(キャンセル料金)

契約申込み人数	不泊	当日	前日	9日前
一般(14名まで)	100%	80%	20%	-
団体(15名以上)	100%	80%	20%	10%

%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。

第10条(会員情報について)

当社及び当社の各ホテルは、次の場合を除き、運営に関して知り得た会員の情報に(以下会員情報といいます)を第三者に開示または漏洩しないものとします。

- 1.当社からの会員に対する各種のご連絡の送付業務等を秘密保持契約を締結した第三者に委託する場合
- 2.該当する会員等の同意を得た場合
- 3.裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合
- 4.警察より捜査協力の要請のあった場合